

陸上自衛隊航空機の運航実施に関する達

昭和 41 年 10 月 25 日  
陸上自衛隊達第 99—7 号

改正	昭和 43 年 2 月 28 日達第 122—60 号	昭和 43 年 6 月 10 日達第 99—7—1 号
	昭和 43 年 9 月 4 日達第 99—7—2 号	昭和 44 年 2 月 20 日達第 122—63 号
	昭和 44 年 7 月 28 日達第 122—65 号	昭和 46 年 4 月 8 日達第 122—78 号
	昭和 47 年 7 月 1 日達第 122—88 号	昭和 47 年 9 月 30 日達第 122—89 号
	昭和 48 年 3 月 6 日達第 99—7—3 号	昭和 48 年 4 月 6 日達第 99—7—4 号
	昭和 48 年 10 月 16 日達第 122—93 号	昭和 48 年 12 月 24 日達第 99—7—5 号
	昭和 52 年 5 月 13 日達第 122—107 号	昭和 52 年 7 月 1 日達第 99—7—6 号
	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—109 号
	昭和 55 年 5 月 2 日達第 99—7—7 号	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号
	昭和 59 年 6 月 26 日達第 122—122 号	昭和 60 年 12 月 27 日達第 99—7—8 号
	昭和 61 年 9 月 25 日達第 99—7—9 号	昭和 61 年 12 月 18 日達第 99—7—10 号
	昭和 63 年 3 月 15 日達第 99—7—11 号	平成 4 年 3 月 26 日達第 99—2—13 号
	平成 5 年 6 月 14 日達第 99—7—12 号	平成 6 年 3 月 28 日達第 99—7—13 号
	平成 7 年 3 月 24 日達第 99—7—14 号	平成 9 年 5 月 20 日達第 99—7—15 号
	平成 10 年 1 月 16 日達第 99—7—16 号	平成 10 年 12 月 25 日達第 99—7—17 号
	平成 11 年 3 月 25 日達第 99—7—18 号	平成 11 年 12 月 21 日達第 99—7—19 号
	平成 12 年 1 月 28 日達第 99—7—20 号	平成 13 年 3 月 13 日達第 99—7—21 号
	平成 17 年 3 月 30 日達第 99—7—22 号	平成 17 年 12 月 9 日達第 99—7—23 号
	平成 18 年 3 月 24 日達第 99—7—24 号	平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号
	平成 19 年 1 月 9 日達第 99—7—25 号	平成 19 年 3 月 27 日達第 99—7—26 号
	平成 21 年 3 月 13 日達第 99—7—27 号	平成 22 年 3 月 24 日達第 99—7—28 号
	平成 23 年 2 月 9 日達第 99—7—29 号	平成 27 年 9 月 25 日達第 99—7—30 号
	平成 29 年 3 月 27 日達第 99—7—31 号	平成 30 年 3 月 27 日達第 99—7—32 号
	令和元年 6 月 27 日達第 122—303 号	令和 3 年 3 月 15 日達第 122—315 号

航空機の運行に関する訓令（昭和 31 年防衛庁訓令第 34 号）第 28 条の規定に基づき、陸上自衛隊航空機の運航実施に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 吉江 誠一

陸上自衛隊航空機の運航実施に関する達

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第9条の4）
- 第2章 飛行計画書の作成及び承認（第10条—第18条）
- 第3章 飛行通報（第19条・第20条）
- 第4章 飛行の実施（第21条—第33条）
- 第5章 危険状態の報告（第34条・第35条の2）
- 第6章 雑則（第36条—第41条）

## 附則

### 別紙

- 第1 飛行計画書(G)の様式
- 第2 飛行計画書(G)別紙飛行気象予報の様式
- 第3 飛行計画書(L)の様式
- 第4 航空不安全事項報告書
- 第5 航空交通異常接近報告書
- 第6 爆発物等の空輸に関する基準

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この達は、陸上自衛隊の使用する航空機の運航に関し、飛行計画の作成及び承認、飛行通報、飛行の実施、その他必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

**第2条** この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空科部隊等 航空機を装備（一時使用及び整備等のための保管を含む。）する陸上自衛隊の部隊及び機関をいう。
- (2) 管制部隊等 陸上自衛隊中央管制気象隊及び陸上自衛隊方面管制気象隊（以下「管制気象隊」という。）並びに海上自衛隊、航空自衛隊及び在日アメリカ合衆国軍隊の航空交通管制、飛行場勤務、飛行管理等の業務を担当する部隊並びに国土交通省の航空交通管制機関をいう。
- (3) 航空隊長等 第1ヘリコプター団長、方面航空隊長、陸上自衛隊航空学校長（以下「航空学校長」という。）、陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦分校長（以下「霞ヶ浦分校長」という。）及び陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長（以下「宇都宮分校長」という。）をいう。
- (4) 飛行場等 国土交通大臣又は防衛大臣の告示した飛行場（国土交通大臣の告示した飛行場を共同使用する場合には、これに隣接する陸上自衛隊の飛行場施設が存在する地域を含む。）、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（昭和35年6月23日条約第7号）に基づき在日アメリカ合衆国軍隊が使用する飛行場並びに航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第34号。以下「訓令」

- という。)第14条により承認を受けた離着陸の場所(臨時に設置するものを除く。以下「場外離着陸場」という。)をいう。
- (5) 局地飛行空域 航空に関する教育訓練及び整備確認飛行等に常用する飛行場等周辺の空域をいう。
  - (6) 低空飛行空域 航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第81条ただし書の規定により国土交通大臣から許可された空域で、低空飛行等の訓練に使用する空域をいう。
  - (7) 局地飛行 局地飛行空域内において行う有視界飛行方式による飛行であって、当該飛行場等から離陸し、当該空域内の飛行場等に着陸するものをいう。
  - (8) ノータム 航空施設、航空業務、航空手続又は運航上の危険に関する航空情報であって、航空機の運航関係者に対し迅速に通知を要するため発行されたものをいう。
  - (9) 飛行通報 航空機の運航に関する計画、遅延、取消、出発、到着、変更及び位置等の通報の総称をいう。
  - (10) 操縦士 L操縦士及びH操縦士をいう。
- (運用規則)

**第3条** 方面航空隊長は、当該方面区内の陸上自衛隊の飛行場等ごとに当該飛行場管理者及び関係部隊等の長と調整の上、航空機の運航に必要な次の各号に掲げる事項を含む運用規則を定めるものとする。ただし、木更津飛行場については第1ヘリコプター団長が、明野飛行場については航空学校長が、霞ヶ浦飛行場については霞ヶ浦分校長が、宇都宮飛行場については宇都宮分校長が定めるものとする。

- (1) 飛行場の滑走路、誘導路及び準備位置等の使用の方法に関する事項
  - (2) 飛行場等の特殊性に基づく飛行制限に関する事項
  - (3) 局地飛行空域に関する事項
    - ア 場周経路、場周飛行及び場周進入の方法
    - イ 夜間飛行要領
    - ウ その他局地における特別な飛行の方法
    - エ 移動管制車の運用要領
    - オ 局地飛行空域として指定する地域
  - (4) 計器出発及び計器進入の方式に関する事項
  - (5) 飛行場灯火の使用に関する事項
  - (6) 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)第199条第2項により告示された管制業務の運用時間外における飛行場運用に関する事項
  - (7) 運航事務所の構成及び運用に関する事項
  - (8) ノータムの取扱及び手続の細部に関する事項
  - (9) 初期航空救難に関する事項
  - (10) 外来機の支援に関する事項
  - (11) その他航空機の運航に関し必要と認める事項
- 2 航空隊長等は、前項に規定する運用規則を定めた場合は、陸上幕僚長(運

用支援・訓練部長気付)に提出するものとする。

- 3 方面航空隊長は、当該方面区内の駐屯地及び演習場にある場外離着陸場について、第1項第2号及び第3号に掲げる事項のうち、必要な事項に関する運用規則を定めるものとする。

(局地飛行空域の設定)

**第4条** 航空隊長等は、次の各号に掲げる事項を考慮して局地飛行空域の設定を行うものとする。

- (1) 空域の境界は、地形上判別に容易な地形を選定すること。
- (2) 局地気象の特性上安全運航に支障のないこと。
- (3) 電波伝ぱんの特性上、空域内における指揮掌握が可能であること。
- (4) 防空識別圏、航空交通管制区、航空交通管制圏、航空交通情報圏、公示された訓練／試験空域及び法第92条ただし書により国土交通大臣の許可を受けた空域における航空交通管制に不具合のないこと。
- (5) その他飛行安全上不具合のないこと。

(低空飛行空域の設定等)

**第4条の2** 航空隊長等は、次の各号に掲げる事項を考慮して低空飛行空域の設定若しくは運航の統制を行うものとする。

- (1) 陸上自衛隊が管理する地域以外の地域においては、緊急の場合に地上又は水上の人又は物件及び搭乗者の安全を確保できること。
- (2) 市街地、学校、病院、原子力施設、重要文化財指定建造物及び石油コンビナート地帯を避けること。
- (3) 送電線等の人工障害物が点在する地域においては、物件から回避できる十分な距離を保つこと。

(運航事務所)

**第5条** 方面航空隊長は、航空機の円滑な運航を支援するため、航空科部隊が所在する飛行場等ごとに、運航事務所を設置し、必要な人員を配置するものとする。ただし、木更津飛行場、明野飛行場、霞ヶ浦飛行場及び宇都宮飛行場の運航事務所は、それぞれ第1ヘリコプター団長、航空学校長、霞ヶ浦分校長及び宇都宮分校長が関係部隊等の長と調整の上設置する。

- 2 運航事務所を設置した航空隊長等は、飛行計画の承認、飛行場業務及び飛行支援に関する事項等の事務を処理させるため、関係部隊等の長と調整の上、運航係幹部等を指定することができる。

**第6条** 削除

(気象状態の決定)

**第7条** 陸上自衛隊の飛行場等の有視界又は計器気象状態の決定は、管制気象隊の気象観測資料に基づき、当該飛行場等の運用規則を定める航空隊長等の指定する者が行うものとする。

(乗組員)

**第8条** 航空科部隊等の長は、所属航空機(訓令第2条に定める航空機をいう。以下同じ。)を出発させるときは、次の表に示す種類及び数の乗組員を乗り組ませるものとする。ただし、航空機を操縦教育のために運航させる場合に

については、操縦士に代えて操縦士の技能の習得を命ぜられた者を乗り組ませることができる。

区分		有視界飛行方式による飛行を行う場合			計器飛行方式による飛行及び計器飛行訓練を行う場合		
乗組員の種類		L操縦士	H操縦士	整備士又は航空士	L操縦士	H操縦士	整備士又は航空士
	連絡偵察機	2		1	2		1
	観測ヘリコプター（OH-6）		2	1		2	1
	観測ヘリコプター（OH-1）		2			2	
	研究ヘリコプター		2			2	
機種	多用途ヘリコプター		2	1		2	1
	輸送ヘリコプター		2	2		2	2
	特別輸送ヘリコプター		2	1		2	1
	練習ヘリコプター		2			2	
	対戦車ヘリコプター		2			2	
	戦闘ヘリコプター		2			2	

2 航空科部隊等の長は、特に運航の実施上支障がないと認めるときは、次の各号に掲げる乗組員を減ずることができる。

(1) 整備士及び航空士

(2) 有視界飛行方式による飛行を行う場合の連絡偵察機のL操縦士、並びに観測ヘリコプター（OH-6）、観測ヘリコプター（OH-1）、研究ヘリコプター、多用途ヘリコプター（UH-60JAを除く。）、練習ヘリコプター、対戦車ヘリコプター

(3) 計器飛行方式による飛行を行う場合の観測ヘリコプターのH操縦士

3 航空科部隊等の長は、個人暗視眼鏡を使用した飛行を行う場合については、前2項の規定にかかわらず操縦士を2名乗り組ませるものとする。

(機長の指名)

**第9条** 航空科部隊等の長は、所属航空機を出発させるときは、次に掲げるところにより、操縦席にある操縦士の中から機長を指名するものとする。

- (1) 通常、先任者を機長とする。
- (2) 基本教育においては、教官を命ぜられた操縦士及び操縦学生の互乗飛行時の正操縦席にあるものを機長とする。
- (3) 練成訓練においては、指導を命ぜられた操縦士、計器飛行訓練時の見張りに任ずる操縦士及び戦技操縦等高度の技術を必要とする飛行訓練時の適任の操縦士を機長とする。
- (4) 計器飛行証明実地試験時の検定操縦士を機長とする。
- (5) 整備確認飛行等においては、適任の操縦士を機長とする。
- (6) 実用試験及び技術試験においては、適任の操縦士を機長とする。

**第9条の2** 航空科部隊等の長は、前条に定める機長を指名するときは、機長の操縦席についても指定するものとする。

- 2 航空科部隊等の長は、機長の操縦席を正操縦席に指定することを例とする。ただし、任務及び教育訓練の内容並びに操縦士の練度等を考慮するものとする。

(機長の計器飛行資格)

**第9条の3** 計器飛行方式による飛行（法第94条ただし書により国土交通大臣の許可を受けて行う飛行（以下「特別有視界飛行」という。）を含む。）及び有視界飛行方式による110キロメートル（又は30分）以上の「計器航法による飛行」（法第34条第1項第2号に定める飛行をいう。以下同じ。）を行う場合は、機長が当該飛行に係る計器飛行証明を受けていなければならない。

(副操縦士)

**第9条の4** 第8条第1項により乗組みを命ぜられた操縦士のうち1名（1名の場合を除く。）は副操縦士とする。

- 2 副操縦士は機長の航空業務の実施を補佐する。

(操縦の交代)

**第9条の5** 正操縦席及び副操縦席にある操縦士が操縦を交代する場合は、特に緊急な場合を除き、両者間において確実に交代の合図を交わした後でなければ、操縦装置の受け渡しを行ってはならない。

第2章 飛行計画の作成及び承認

(飛行計画の作成)

**第10条** 機長（編隊飛行を行う場合は編隊長、以下同じ。）は、運航目的に応じ、飛行の安全を考慮して、飛行の方式、経路及び高度等を決定し、次の区分により飛行計画書を作成するものとする。ただし、救難その他緊急の離陸を要する場合は、自ら作成することなく適任の者に依頼することができる。

- (1) 局地飛行以外の飛行及び局地飛行のうち出発飛行場等以外の飛行場等（管制部隊等の所在するものに限る。）に着陸する飛行を行う場合は飛行計画書（G）（別紙第1）及び飛行計画書（G）別紙飛行気象予報（別紙第2）各2部
- (2) 前号以外の局地飛行を行う場合は、飛行計画書（L）（別紙第3）1部

(飛行計画書作成の原則)

**第 11 条** 飛行計画書は、離陸から着陸までを一つの飛行として計画するものとする。

2 有視界飛行方式による飛行で出発地飛行場等を離陸してから、目的地飛行場等に着陸するまでの間、予定航路上の飛行場等に次の各号の条件で一時着陸する場合は、一つの飛行として計画することができる。

(1) 機長が変わらないこと。

(2) 局地飛行空域以外の飛行にあつては、地上停留時間が 30 分以内で、その合計が 1 時間を超えないこと。

3 局地飛行空域内の飛行にあつては、航空交通管制業務に支障のない限り訓練開始から終了までを一つの飛行計画として計画することができる。

(有視界飛行のための気象条件)

**第 12 条** 機長は、航路上及び目的地の気象状態が次の各号に掲げる条件を満たす場合でなければ、有視界飛行方式による飛行を計画してはならない。ただし、特別有視界飛行を行うことができる場合はこの限りでない。

(1) 航路上において、当該飛行に要する時間中有視界気象状態が続くと予想されていること。

(2) 目的地において、予定到着時刻の 1 時間前から 1 時間後まで、有視界飛行方式により降下し着陸し得る気象状態が続くと予想されていること。ただし、当該予報が得られない場合は、出発時において目的地の気象状態が有視界飛行方式により降下し着陸し得る状態であること。

(計器飛行のための目的地の条件)

**第 13 条** 機長は、目的地飛行場に計器飛行による進入方式が設定され、かつ、当該航空保安無線施設が使用できる場合でなければ、目的地飛行場への計器飛行方式により進入する飛行を計画してはならない。

2 航空交通情報圏が設定された飛行場を目的地とする場合は、前項に規定する場合に加え、国土交通大臣が提供する情報を常時聴取できるときでなければ、計器飛行方式により進入する飛行を計画してはならない。

(計器飛行方式と有視界飛行方式を混用する場合の飛行計画)

**第 14 条** 機長は、目的地に計器飛行による進入方式が設定されていない場合は、航路上において計器飛行による進入方式が設定されている飛行場までの計器飛行方式により飛行し、次いで目的地まで有視界飛行方式により飛行するよう計画するものとする。この場合、計器飛行方式による飛行の終了地点の飛行場が、予定到着時刻において有視界気象状態であると予報されていなければならぬ。

(代替飛行場)

**第 15 条** 機長は、計器飛行方式による飛行の場合の飛行計画書には、次の各号に定める飛行場のうちから代替飛行場を指定しておくものとする。ただし、目的地の気象状態が雲高 1,000 メートル以上で視程が 5,000 メートル以上であると通報され、かつ、その状態が目的地予定到着時刻の 1 時間前から 1 時間後まで続くと予報されているときは、代替飛行場を指定しないことができる。

(1) 計器飛行による進入方式が設定されている飛行場については次のとおり。

ア 当該飛行場について定められた代替空港選定のための最低気象条件以上の気象状態が、当該飛行場への予定到着時刻の1時間前から1時間後までの間続くと予報されている飛行場

イ 前アに示す最低気象条件が定められていない場合は、雲高については250メートル（精密進入が行えるときは200メートル）と進入限界高度に対応する地表面からの高さを比較していずれか高いほうの数値以上、視程については3,200メートル以上の気象状態が、当該飛行場への予定到着時刻の1時間前から1時間後の間続くと予報されている飛行場

(2) 計器飛行による進入方式が設定されていない飛行場については、当該飛行場への予定到着時刻の1時間前から1時間後までの間、有視界飛行により降下し着陸できると予報されている飛行場

2 計器飛行方式に引き続き有視界飛行方式による飛行を計画する場合であって、計器飛行方式による飛行の終了地点の気象状態が前項に示す目的地の気象状態に該当しないおそれのあるときは、当該終了地点の代替飛行場を指定するものとする。

(予備燃料)

**第16条** 航路のうち当初を計器飛行方式、残余を有視界飛行方式によって飛行する場合の予備燃料の量は、出発地から計器飛行の終了点を経て代替飛行場に至る距離又は出発地から目的地までの距離のうち、いずれか大きいほうの距離を基準として算出するものとする。

2 管制部隊等からノータム等により通知され又は予想される運航上の遅延時間は、予定飛行時間に加えて予備燃料の量を算出しなければならない。

(気象情報の入手)

**第17条** 機長は、飛行計画書の作成に当たって、気象幹部等（気象幹部を配置しない自衛隊以外の飛行場にあつては予報官を含む。）から航路上及び目的地等の気象情報について説明を受けるとともに、飛行計画書の気象欄への記入を求めるものとする。この場合、気象情報の説明を受けてから1時間30分以内に離陸できなかつたときは、出発に先立ちあらためて気象情報の説明を受けなければならない。

2 気象幹部等が配置されていない飛行場等又は気象幹部等が不在のためやむを得ない場合は、機長自ら飛行に必要な気象情報を入手し、飛行計画書の気象欄に記入しておくものとする。

(飛行計画の承認)

**第18条** 機長は、作成した飛行計画書を当該飛行に係る飛行場等の運用規則を定める航空隊長等の指定する者に提出し、その承認を得なければならない。ただし、陸上自衛隊以外の飛行場又は場外離着陸場（臨時に設置されたものを含む。）から出発する場合は、自ら飛行計画書の承認欄に署名することができる。

2 飛行計画の承認に当たっては、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。



- (1) 必要な事項はすべて記入され、かつ、適正妥当で安全な飛行の実施が可能であると認められること。
- (2) 機長が、気象情報、ノータムその他の運航に必要な飛行情報を承知していること。

### 第3章 飛行通報

(機長の行う飛行通報)

**第19条** 機長は、次表の左欄に掲げる場合、中欄に掲げる飛行通報を、右欄に掲げる要領によって行わなければならない。

飛行通報を行う場合	通報の名称	実施要領
計器飛行計画を作成し、承認を得た場合		離陸予定時刻の30分前までに、飛行計画書1部を運航事務所に提出
特別有視界飛行計画を作成し、承認を得た場合		離陸予定時刻の30分前までに、飛行計画書1部を運航事務所に提出
最初の着陸地までの飛行時間が30分未満の有視界飛行計画(飛行計画書(L)に係るものを除く。)を作成し、承認を得た場合	提出飛行計画通報	
最初の着陸地までの飛行時間が30分以上の有視界飛行計画を作成し、承認を得た場合		飛行計画書1部を運航事務所に提出
飛行計画の提出後、離陸前に当該飛行を取りやめた場合	飛行計画取消通報	口頭で運航事務所に通知
提出飛行計画通報を行った後、出発時刻が当初の予定より30分以上遅延すると予想される場合(管制承認受領の遅れによる場合を除く。)	遅延通報	口頭で運航事務所に出発予定時刻を通知
あらかじめ通報した飛行計画についてはその変更を必要とする場合	変更通報	無線電話で管制部隊等に通知又は要求
飛行中、位置通報について定められた地点等を通過し、又は管制部隊等から要求された場合	位置通報	無線電話で管制部隊等に通知
飛行場等に着陸し、飛行を終了する場合	到着通報	飛行計画書を運航事務所に提出、ただし、飛行計画書(L)に係る場合は口頭で通知

2 機長は、管制部隊等が所在しない飛行場等及び臨時に設置する場外離着陸場においては、次表の区分により飛行通報を行うものとする。ただし、これらにより難い場合は、提出飛行計画通報については離陸後場周経路を離脱した直後に、到着通報については着陸のための場周経路進入直前に最寄りの管制部隊等に無線電話で通報することができる。

区分	通報先	通報を依頼する部隊等の長
飛行計画書（G）	中央管制気象隊長	最寄りの管制部隊長又は駐屯地業務隊長若しくは駐屯地業務を担当する部隊等の長（以下「駐屯地業務隊長等」という。）
飛行計画書（L）	当該局地飛行の出発飛行場等に係る管制部隊長	

## 第20条 削除

第4章 飛行の実施  
（航空図等の携行）

**第21条** 機長は、飛行に当たり飛行計画書（G）、航空路図誌、当該飛行空域の航空図及び当該航空機の操縦士点検表を携行しなければならない。ただし、有視界飛行方式のみにより飛行する場合は、航空路図誌を携行しないことができる。

（安全带及び酸素等の使用）

**第22条** 航空機の搭乗者は、飛行中常に安全带、肩バンド（肩バンドの装備されていない航空機を除く。）及び航空用ヘルメット（代用ヘルメットを含む。）を装着しなければならない。ただし、機上作業のためやむを得ない場合及び機長の許可を得て直ちに装備できるように準備しているときは、この限りでない。

2 3,000メートル以上の高度で飛行する場合には、当該航空機の搭乗者全員が必要とする量の酸素及び酸素装置を搭載しなければならない。ただし、4,000メートルを超えない高度で2時間以内の飛行を行う場合はこの限りでない。

（救難用器材等の搭載）

**第22条の2** 航空科部隊等の長は所属航空機を出発させる場合には、次の表により救難用器材等を搭載するものとする。

区分	一		二			三
	双発機が緊急着陸に適した陸岸から巡航速度で2時間に相当する飛行距離又は720キロメートルのい	単発機が、緊急着陸に適した陸岸から巡航速度で30分に相当する飛行距離又は180キロメートルのい	双発機が緊急着陸に適した陸岸から90キロメートル以上離れた水上を飛行する場合であつて臨	単発機が滑空により陸岸に緊急着陸することが可能な地点を越えて水上を飛行する場合	離陸又は着陸の経路が水上に及ぶ場合	
救難用器材等						一及び二に掲げる飛行以外の飛行をする場合

	ずれか短い距離以上離れた水上を飛行する場合であって臨界発動機の不作動の場合にも最低安全高度を維持して飛行し、目的の飛行場又は代替飛行場に着陸できる場合	れか短い距離以上離れた水上を飛行する場合	動機が不作動の場合にも最低安全高度を維持して飛行し、目的の飛行場又は代替飛行場に着陸できる場合			
救難無線機	各機に2台		各機に1台	各機に1台、ただし、飛行場等近辺の空域を飛行する場合はこの限りでない。		
救急箱	各機に1組					
携帯灯	各機に1個					
信号筒・救難用	搭乗者全員の数					乗組員全員の数
救命胴衣						搭乗者全員の数。ただし、航空科部隊等の長が指定した空域を飛行する場合に限る。
救命浮舟	搭乗者全員の数					
非常用糧食	搭乗者全員の3食分		搭乗者全員の1食分。ただし、航空科部隊等の長が指定した空域を飛行する場合に限る。			

(救命胴衣の着用)

**第22条の3** 航空機の搭乗者は、その航空機が緊急着陸に適した陸岸を離れて海上又は広い水面上を飛行している間は、救命胴衣を装着しなければならない。ただし、機上作業のためやむを得ない場合及び機長の許可を得て直ちに装着できる位置に救命胴衣を準備しているときは、この限りでない。

(最低気象条件未満の場合の離陸)

**第23条** 機長は、出発しようとする飛行場の気象状態が、離陸のための最低気象条件未満の場合には離陸してはならない。ただし、自衛隊の飛行場で、離陸のための最低気象条件の適用を除外されているか、又は在日アメリカ合衆国軍隊の管理する飛行場から離陸する場合であって、かつ、気象状態及び機長の有する計器飛行証明が、それぞれ次に掲げる各号の条件に適合する場合には、管制部隊等の指示を得た後、離陸することができる。

(1) 雲高 100 メートル以上又は視程 1,600 メートル以上の場合には計器飛行証明「白」

(2) 雲高 100 メートル未満又は視程 1,600 メートル未満の場合には計器飛行証明「緑」

2 機長は、前項ただし書により離陸する場合には、監視レーダーが利用できるときは、あらかじめレーダーによる離陸後の飛行の監視を当該機関に要求するものとする。

(飛行場付近の飛行)

**第24条** 機長は、当該飛行場及びその周辺において次の各号に掲げる飛行を行う場合は、管制部隊等の指示を受けた後実施するものとする。

(1) 定められた離着陸方向と異なった方向の滑走路を利用して行う離着陸

(2) 直線進入等特別な方法による飛行場への進入

(3) 有視界飛行方式により、陸上自衛隊の飛行場上空の航空交通管制圏内を通過する飛行

(4) 物料投下及び低空戦技飛行等の特別な飛行

(飛行計画の変更)

**第25条** 機長は、飛行中気象状態の変化、その他の理由により飛行計画に従って飛行することができなくなった場合は、次の各号により飛行計画を変更して飛行するものとする。

(1) 有視界飛行方式により飛行中の場合

ア 有視界飛行方式による飛行が続けられるように航路又は高度を変更する。

イ 有視界飛行方式による飛行を続けて、最寄りの飛行場等に着陸する。

ウ 計器飛行方式による飛行に変更する。

(2) 計器飛行方式による飛行中の場合は、その巡航高度、航路又は目的地を変更する。

2 計器飛行方式による飛行中、次の各号の条件が満たされることが確認された場合には、有視界飛行方式による飛行に変更することができる。

(1) 航空機の現在位置を標定していること。

- (2) 最新の気象情報により、残余の航路を有視界飛行方式により飛行し得ると予想されること。
- (3) 計器進入を開始した後又は夜間にあつては、着陸すべき飛行場が有視界気象状態であると通知され、かつ、飛行場を視認しつつ有視界飛行方式により降下し着陸し得ること。

(飛行計画の変更要領)

**第 26 条** 機長は、前条により飛行計画を変更しようとする場合は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 有視界飛行方式による飛行中の場合

有視界飛行方式による飛行から、計器飛行方式による飛行に変更しようとするときは、飛行情報出版物（航空路図誌、航空路誌（A I P）等をいう。以下同じ。）に定められた手順に従って管制部隊等に変更を要求し、その承認又は「航空交通の指示」を受けた後実施するものとする。

(2) 計器飛行方式による飛行中の場合

ア 目的地又は航路を変更しようとするときは、必要な気象情報を入手した後、飛行情報出版物に定める手順に従って、管制部隊等に変更を要求する。

イ 巡航高度を変更しようとするときは、飛行情報出版物に定める手順に従って、管制部隊等に変更を要求する。この場合、特に管制部隊等から指示されるか、又は飛行情報出版物に定められているほか、巡航高度を変更すべき地点を通過した後、上昇又は降下を開始しなければならない。

ウ 計器飛行方式による飛行を有視界飛行方式による飛行に変更しようとするときは、管制部隊等にその旨を通知し、当該管制部隊等が了解したことを確認した後実施するものとする。

エ 管制部隊等に計画の変更を要求した場合は、その承認を確認した後でなければ、実施してはならない。

(無線機故障の場合の処置)

**第 27 条** 機長は、有視界飛行方式による飛行中、無線機故障のため管制部隊等と通信連絡が維持できなくなった場合は、目的地又は最寄りの適当な飛行場等に次の各号に掲げる方法により着陸した後、その旨直ちに所在の管制部隊等に通知するものとする。

(1) 陸上自衛隊の飛行場においては、その使用滑走路上空を風下側から風上側に向って、場周高度以下で、かつ、160メートル以上の高度を維持して飛行し、昼間にあつては数回翼を振るか急減速操作を反復し、夜間にあつては着陸灯又はその他の灯火を点滅し、管制塔の灯火による管制を要求する。

(2) 陸上自衛隊以外の飛行場においては、当該飛行場で定められた方法により、管制を要求する。

2 計器飛行方式による飛行中無線機が故障し、有視界飛行方式による飛行に変更できない場合は、無線機が故障する以前に管制部隊等から最後に指示された高度又は航空路図誌に示された当該航空路の最低安全高度のうち、いずれか高い方の高度で目的地まで飛行するものとする。

- 3 前各項の場合において、明らかに送信機が故障している場合を除いては、飛行の結節ごとに、放送型式により自らの意図を送信しつつ飛行するものとする。

(予定到着時刻等の修正通知)

**第 28 条** 機長は、有視界飛行方式による飛行中、飛行計画により通知した予定到着時刻と 30 分以上の誤差が予想されるときは、速やかに修正した予定到着時刻を目的地又は最寄りの管制部隊等に通知しなければならない。

- 2 計器飛行方式による飛行中、次の各号に掲げる事項が判明したときは、速やかにその修正を目的地又は最寄りの管制部隊等に通知しなければならない。

(1) 位置通報点の予定到着時刻が、さきに管制部隊等に通知したものと 3 分以上異なるとき。

(2) 真気速が、飛行計画により通知したものと 10 ノット以上異なるとき。  
(最低気象条件未満の場合の着陸)

**第 29 条** 機長は、着陸しようとする飛行場の管制部隊等から、当該飛行場の気象状態が着陸のための最低気象条件未満であると通知された場合（計器進入開始後の場合を除く。）又は自ら承知した場合は、当該飛行場に着陸又は着陸のための進入を継続してはならない。ただし、緊急状態にある航空機は、この限りでない。

- 2 飛行場の運用を担当する航空科部隊等の長は、当該飛行場の気象状態が最低気象条件未満であるときは、着陸しようとする航空機に代替飛行場に向かうよう助言するとともに、気象その他必要な飛行情報を当該航空機の機長に提供しなければならない。

(計器航法による飛行)

**第 30 条** 計器航法による飛行をしようとするときは、機長は搭載無線航法装置を常時作動させておくものとする。

(「ほろ」飛行)

**第 31 条** 機長は、有視界気象状態において、「ほろ」飛行訓練を行う場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「ほろ」による離陸及び計器進入訓練を行う場合は、当該飛行場の管制部隊等の承認を受けること。

(2) 機長は、必ず見張りを実施すること。

(3) 計器進入訓練の場合の最低飛行高度は、当該飛行場について定められた進入限界高度以上とすること。

(4) 計器進入訓練以外の訓練の場合の最低飛行高度は、固定翼機については 600 メートル以上、回転翼機については 300 メートル以上とすること。

(5) 「ほろ」をつけたまま着陸しないこと。

(航空機の灯火)

**第 32 条** 航空機の灯火は、法、規則及び訓令に定められているほか、次の各号によるものとする。

- (1) 位置標示灯及び衝突防止灯は、視程 5,000 メートル以下の場合点灯する。ただし、衝突防止灯は雲中飛行等で当該灯火が操縦の妨害になる場合は、この限りでない。

- (2) 位置標示灯と衝突防止灯とを併用する場合、灯火は不動状態とし、併用しない場合は点滅状態とする。ただし、編隊飛行の障害となる場合及び灯火の機能上不可能な場合は、位置標示灯を不動状態にすることができる。

(機長の気象通報義務)

**第 33 条** 機長は、着陸後気象幹部又は予報官に、飛行中遭遇した気象状態を通知しなければならない。

第 5 章 危険状態の報告

(航空不安全事項の報告)

**第 34 条** 航空機関連事故の原因となるおそれのある次の各号に掲げる航空機運航上の不安全な事項（以下「航空不安全事項」という。）を認めた隊員は、航空不安全事項報告書（別紙第 4）に含まれる事項について当該隊員の所属する部隊等の長に速やかに報告しなければならない。

(1) 規則第 166 条の 2（異常事態の報告）に規定する事項

(2) 規則第 165 条の 2（事故に関する報告）に規定する事故の原因となるおそれのある事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、航空機関連事故（航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 35 号）第 2 条に定める事故をいう。以下同じ。）の原因となるおそれのある事項

- 2 航空不安全事項のうちその内容が他部隊において再発のおそれがあるもの又は部外に影響を及ぼすおそれのあるものについては、当該航空不安全事項を承知した部隊等の長は電話又は電報等により状況の概要を直ちに陸上幕僚長（装備計画部長 気付）に速報した後、航空不安全事項報告書により順序を経て速やかに陸上幕僚長（装備計画部長 気付）に報告するとともに、陸上総隊司令官、各方面総監、師団長、旅団長、航空隊長等、教育訓練研究本部長、補給統制本部長、関東補給処長に通知するものとする。（航定第 12 号）
- 3 前項以外の航空不安全事項については部隊等の長（航空科部隊等の長を除く。）は航空不安全事項報告書に含まれる事項についてその都度速やかに最寄りの航空科部隊等の長に通知するものとする。

4 航空科部隊等の長は前月の 21 日からその月の 20 日までに知り得た航空不安全事項（第 2 項により報告されたものを除く。）を取りまとめて、航空不安全事項報告書により毎月末までに順序を経て陸上幕僚長（装備計画部長 気付）に報告するとともに、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、航空隊長等、教育訓練研究本部長、補給統制本部長、関東補給処長に通知するものとする。ただし、訓令第 26 条に規定する他の航空機への接近（以下「ニアミス」という。）及び訓令第 26 条の 2 に規定する事故が発生するおそれがあると認められる事態（以下「重大インシデント」という。）に関する事項の報告については、次条に定めるところによるものとする。

(ニアミスに関する報告)

**第 35 条** 飛行中の航空機又は航空交通管制所がニアミスに遭遇した場合又は他の航空機若しくは航空交通管制所からその指摘を受けた場合は、当該航空機

の機長又は航空交通管制所の長は、陸上幕僚長が別に定めるところにより、速やかに陸上幕僚長に報告する。

(重大インシデントに関する報告)

**第 35 条の 2** 重大インシデントが発生した場合は、当該航空機の機長又は航空交通管制所の長は、陸上幕僚長が別に定めるところにより、速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。

第 6 章 雑則

(最低安全高度以下の飛行の許可申請)

**第 36 条** 航空科部隊等の長は、規則第 240 条第 1 項第 27 号及び第 31 号に定められた最低安全高度以下の飛行許可の除外事項を行おうとするときは、暦年内に実施する当該飛行について、次の各号に掲げる事項を含む申請書を前年の 11 月 20 日までに順序を経て陸上幕僚長（運用支援・訓練部長 気付）に提出するものとする。ただし、臨機のものについては、規則第 175 条又は第 198 条に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に直接提出するとともに、その写を陸上幕僚長（運用支援・訓練部長 気付）に送付するものとする。

(1) 飛行を行う部隊

(2) 使用航空機種及び機数

(3) 飛行を行う目的

(4) 飛行計画の概要

ア 飛行の課目

イ 日時又は期間

ウ 飛行空域及び対地又は計器高度

(5) 航空保安上の問題の有無及びその対策の概要

(6) その他参考となる事項

2 前項以外の最低安全高度以下の飛行について許可を受けようとするときは、当該飛行地域を管轄する空港事務所に、規則第 175 条の規定に準じ申請するものとする。

(航空交通管制区及び航空交通管制圏内における操縦練習飛行等の許可の変更手続)

**第 36 条の 2** 航空科部隊等の長は、法第 91 条第 1 項及び第 92 条第 1 項第 3 号に係る公示された訓練／試験空域内における飛行に関し、一括許可を受けている事項について、その内容の変更を希望する場合は、変更内容を当該暦年の前年の 11 月 20 日までに順序を経て陸上幕僚長（運用支援・訓練部長 気付）に提出するものとする。

2 航空学校長は、法第 92 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る飛行に関し、一括許可を受けている事項について、その内容の変更を希望する場合は、変更内容を当該暦年の前年の 11 月 20 日までに順序を経て陸上幕僚長（人事教育部長 気付）に提出するものとする。

(場外離着陸の許可申請)

**第 37 条** 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長が、訓令第 14 条の規定による航空機の場外離着陸を行う場合は、次表に掲げる内容を含む



場外離着陸許可申請書を、年度包括許可を受けようとする場合には、前年度の2月10日までに、臨時のもの（回転翼航空機に係る使用期間30日以内を除く。）については、実施日の14日前までに陸上幕僚長（運用支援・訓練部長 気付）に提出するものとする。

年度包括許可の申請内容	臨時許可の申請内容
1 場外離着陸を行う航空科部隊等	1 場外離着陸を行う航空科部隊等
2 場外離着陸を行う目的	2 場外離着陸を行う目的
3 期日又は期間	3 期日又は期間
4 場外離着陸場の状況	4 場外離着陸を行う場所(1/5万地形図座標で示す。)及び地積(要図又は写真を添付する。)
(1) 場外離着陸場の名称	5 使用航空機の機種及び機数
(2) 所在地及び標点位置(緯経度並びに1/5万地形図座標で示す。)	6 航空保安上の問題の有無及びその対策
	7 管理者及びその承諾の有無
	8 その他参考となる事項等
(3) 着陸帯(固定翼航空機にあつては滑走路を含む。)及び路面の状況(写真を添付する。ただし、前年度から引き続き使用する場合において状況が変化していない場合を除く。)	
(4) 管理者及びその承諾の有無	
(5) 最寄駐屯地名及びそれに至る距離	
5 その他参考となる事項 (安全・騒音対策・制限事項等)	

2 年度包括許可を受けようとする場合は、固定翼航空機及び回転翼航空機に区分する。また、臨時に許可を受けようとする場合において、期間が30日を超える場合は年度包括許可に準じて場外離着陸許可申請書を提出するものとする。

- 3 回転翼航空機に係る使用期間 30 日以内の場外離着陸については、陸上総隊司令官、方面総監、航空学校長及び教育訓練研究本部長の承認を得なければならない。
- 4 陸上総隊司令官は、前項の承認の権限を第 1 ヘリコプター団長に委任することができる。
- 5 方面総監は、第 3 項の承認の権限を師団長及び旅団長に委任することができる。

(物件の投下の承認申請)

**第 38 条** 航空科部隊等の長は、訓令第 13 条の 2 第 2 項に規定する場合を除き、航空機から物件を投下しようとするときは、次に掲げる事項を含む物件投下承認申請書により実施日の 14 日前までに陸上幕僚長(運用支援・訓練部長 気付)に申請するものとする。

- (1) 物件投下を行う部隊
  - (2) 物件投下を行う目的
  - (3) 期日又は期間
  - (4) 物件投下を行う場所(1/5 万地形図の座標で示す。)及び地積(要図又は写真を添付する。)
  - (5) 使用航空機の機種及び機数
  - (6) 投下する物件(重量、大きさ及び数量を含む。)及び投下の方法
  - (7) 航空保安上の問題の有無及びその対策
  - (8) 物件投下を行う場所の管理者及びその承諾
  - (9) その他参考となる事項(部外に及ぼす影響等)
- 2 前項において投下する物件が通信筒、花束等の軽易なものについては、その承認の権限を陸上総隊司令官、方面総監、航空学校長及び教育訓練研究本部長に委任する。
  - 3 陸上総隊司令官は、前項の承認の権限を第 1 ヘリコプター団長に委任することができる。

- 4 方面総監は、第 2 項の承認の権限を師団長及び旅団長に委任することができる。

(落下さん降下の許可申請)

**第 39 条** 航空機からの落下さんによる降下を実施する部隊又は機関の長が、訓令第 13 条の 3 第 2 項に規定する場合を除き落下さんによる降下を行おうとするときは、訓令第 13 条の 3 第 4 項の規定により、実施日の 21 日前までに陸上幕僚長(運用支援・訓練部長 気付)に順序を経て申請するものとする。

(爆発物等の空輸)

**第 40 条** 航空機による爆発物等(規則第 194 条第 1 項に定める物件をいう。(以下「爆発物」という。))の輸送は、別紙第 6 「爆発物等の空輸に関する基準」により行うものとする。

- 2 前項により難しい場合には、航空機使用者は、その都度順序を経て陸上幕僚長(運用支援・訓練部長 気付)に申請するものとする。

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可申請等)

**第 41 条** 部隊等が、航空交通管制圏内の空域（地表又は水面から 150 メートル以上の高さの空域及び進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第 56 条の 2 第 1 項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐（すい）表面若しくは外側水平表面の上空の空域に限る。）、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域において次の各号に掲げる航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとするときは、当該実施部隊等の長は第 2 項に定めるところによりその都度国土交通大臣に申請するものとする。

- (1) 射撃
- (2) ロケット、ロツクーン、照明弾及び花火等の打上げ
- (3) 気球（直径 1 メートル以上又は機器をつり下げたものに限る。）の浮揚又は放球
- (4) 模型航空機の飛行
- (5) 航空機の集団飛行

2 前項に定める国土交通大臣に対する申請は、次の表に掲げるところにより行うものとする。

区分	航空交通情報圏並びに航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域に係る場合	高度変更禁止空域及び航空交通管制区の特別管制空域（管制圏に接続する進入管制区分の特別管制空域を除く。）に係る場合	備考
申請先	当該行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長	当該行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長	1 申請は最寄りの空港出張所長を経由して行うことができる。
申請時期	実施日の 1 箇月前まで		2 関係法規
申請書に記載すべき事項	1 部隊等の長の官職氏名		(1) 法第 99 条の 2 第 1 項
	2 部隊等の所在地及び連絡場所		(2) 規則第 209 条の 3
	3 当該行為を行う目的		
	4 当該行為の内容並びに当該行為を行う日時及び場所		
	5 その他参考となる事項		

3 第 1 項に係る航空機の運航関係者に対する通知手続については、陸上自衛隊航空交通管制等実施に関する達（陸上自衛隊達第 99—8 号）第 18 条に定めるところによるものとする。

附 則（抄）

1 この達は、昭和 41 年 12 月 1 日から施行する。

- 2 この達施行の際、航空科部隊等が現に保有している「飛行許可証」は、この達に定める「飛行計画書」とみなし、引き続き使用することができる。
  - 附 則（昭和 43 年 2 月 28 日陸上自衛隊達第 122—60 号）  
この達は、昭和 43 年 3 月 1 日から施行する。
  - 附 則（昭和 43 年 6 月 10 日陸上自衛隊達第 99—7—1 号）  
この達は、昭和 43 年 7 月 1 日から施行する。
  - 附 則（昭和 43 年 9 月 4 日陸上自衛隊達第 99—7—2 号）  
この達は、昭和 43 年 10 月 1 日から施行する。
  - 附 則（昭和 44 年 2 月 20 日陸上自衛隊達第 122—63 号）  
この達は、昭和 44 年 3 月 1 日から施行する。ただし、（中略）第 6 条及び第 7 条の規定は同年 3 月 15 日から施行（中略）する。
  - 附 則（昭和 44 年 7 月 28 日陸上自衛隊達第 122—65 号）  
この達は、昭和 44 年 8 月 1 日から施行する。
  - 附 則（昭和 46 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122—78 号）
- 1 この達は、昭和 46 年 4 月 20 日から施行する。ただし、（中略）第 5 条中別冊第 2 の改正規定は、昭和 46 年 4 月 1 日（中略）から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。
  - 附 則（昭和 47 年 7 月 1 日陸上自衛隊達第 122—88 号）  
この達は、（中略）昭和 47 年 8 月 1 日から（中略）施行する。
  - 附 則（昭和 47 年 9 月 30 日陸上自衛隊達第 122—89 号）  
この達は、昭和 47 年 10 月 3 日から施行する。（ただし書略）
  - 附 則（昭和 48 年 3 月 6 日陸上自衛隊達第 99—7—3 号抄）
- 1 この達は、昭和 48 年 3 月 19 日から施行する。
  - 附 則（昭和 48 年 4 月 6 日陸上自衛隊達第 99—7—4 号抄）
- 1 この達は、昭和 48 年 5 月 2 日から施行する。
  - 附 則（昭和 48 年 10 月 16 日陸上自衛隊達第 122—93 号）  
この達は、昭和 48 年 10 月 16 日から施行する。
  - 附 則（昭和 48 年 12 月 24 日陸上自衛隊達第 99—7—5 号）  
この達は、昭和 49 年 3 月 1 日から施行する。
  - 附 則（昭和 52 年 5 月 13 日陸上自衛隊達第 122—107 号）  
この達は、昭和 52 年 5 月 13 日から施行する。
  - 附 則（昭和 52 年 7 月 1 日陸上自衛隊達第 99—7—6 号）
- 1 この達は、昭和 52 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。
  - 附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号）  
この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。
  - 附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—109 号）  
この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。
  - 附 則（昭和 55 年 5 月 2 日陸上自衛隊達第 99—7—7 号）  
この達は、昭和 55 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 59 年 6 月 26 日陸上自衛隊達第 122—122 号）

この達は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 12 月 27 日陸上自衛隊達第 99—7—8 号）

- 1 この達は、昭和 61 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 9 月 25 日陸上自衛隊達第 99—7—9 号）

この達は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 12 月 18 日陸上自衛隊達第 99—7—10 号）

この達は、昭和 61 年 12 月 19 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 99—7—11 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 99—2—13 号抄）

- 1 この達中別表第 1 の改正規定並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定は平成 4 年 4 月 1 日から、別表第 2 の改正規定は同年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 14 日陸上自衛隊達第 99—7—12 号）

この達は、平成 5 年 6 月 14 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 99—7—13 号）

この達は、平成 6 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 99—7—14 号）

この達は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 5 月 20 日陸上自衛隊達第 99—7—15 号）

この達は、平成 9 年 5 月 20 日から施行し、同年 3 月 28 日から適用する。

附 則（平成 10 年 1 月 16 日陸上自衛隊達第 99—7—16 号）

この達は、平成 10 年 1 月 22 日から施行する。ただし、第 34 条の改正規定は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 10 年 12 月 25 日陸上自衛隊達第 99—7—17 号）

この達は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 99—7—18 号）

この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 21 日陸上自衛隊達第 99—7—19 号）

この達は、平成 11 年 12 月 21 日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 28 日陸上自衛隊達第 99—7—20 号）

この達は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 13 日陸上自衛隊達第 99—7—21 号）

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 99—7—22 号）

この達は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 9 日陸上自衛隊達第 99—7—23 号）  
この達は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 99—7—24 号）  
この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—211 号）  
この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 99—7—25 号）  
この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 99—7—26 号）  
この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

- 附 則（平成 21 年 3 月 13 日陸上自衛隊達第 99—7—27 号）
- 1 この達は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。
  - 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 99—7—28 号）  
この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 9 日陸上自衛隊達第 99—7—29 号）  
この達は、平成 23 年 2 月 25 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 25 日陸上自衛隊達第 99—7—30 号）  
この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 99—7—31 号）  
この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 99—7—32 号）

- 附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122—303 号）
- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
  - 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

- 附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122—315 号）
- 1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
  - 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

飛行計画書 (G) の様式

FLIGHT PLAN(G) 飛行計画書		BASE OPERATION OFFICE 基地		A/C SERIAL NO 機番号	DATE 日付			
PRIORITY 優先順位 INDICATOR		ADDRESSEE(S) INDICATOR(S) 送付先					<三	
FILING TIME 受付時刻		ORIGINATOR INDICATION 発信機関					<三	
REMARKS 記事								
3	DESCRIPTION 通報型式	7	AIRCRAFT IDENTIFICATION 航空機識別	8	FLIGHT RULES AND TYPE OF FLIGHT 飛行方式及び飛行の種類			
<三 (FPL-		-		<三				
9	NUMBER AND TYPE OF AIRCRAFT AND WAKE TURBULENCE CATEGORY 航空機の数及び型式並びに後方乱気流			10	EQUIPMENT 使用する無線設備 COM/NAV/APP- SSR-			
-		-		- / - <三				
13	DEPARTURE AERODROME AND TIME 出発飛行場及び移動開始時刻							<三
-								
15	CRUISING SPEED 巡航速度	LEVEL 巡航高度	ROUTE 経路					<三
-								
->								
<三								
16	DESTINATION AERODROME AND EET 目的飛行場及び所要時間			ALTERNATE AERODROME(S) 代替飛行場				<三
-		->		<三				
18	OTHER INFORMATION その他の情報							<三
-								
<三								
19	SUPPLEMENTARY INFORMATION 補足情報							<三
-		->		E/ P/ ) <三				
乗組員及び乗客名簿 CREW/PASSENGER LIST				<input type="checkbox"/> ATTACHED 別紙添付				<input type="checkbox"/> SEE PASSENGER MANIFEST 乗客名簿参照
DUTY 職務記号	NAME AND INITIALS 氏名	GRADE 階級	ORGANIZATION 部隊	DUTY 職務記号	NAME AND INITIALS 氏名	GRADE 階級	ORGANIZATION 部隊	
PINC 機長								
DISTANCE TO DESTINATION 距離		NM 海里	ETE TO ALTERNATE 代替飛行場までの時間		ALTERNATE (TRUF) 離陸の代替飛行場			
PILOTS PREFLIGHT CHECK 機長の確認事項		<input type="checkbox"/> WEIGHT AND BALLANCE NOTAM FLIP WK			SIGNATURE OF PILOT IN COMMAND 機長署名			
PILOTS AND INSTRUMENT RATING 操縦士の資格		ETOD 離陸距離						
BOPS 送付者	/FSC	受領者	AT		SIGNATURE OF APPROVING AUTHORITY 飛行計画承認者			
BOPS 送付者	/TWR	受領者	AT					
ATD 出発時刻	ARRIVED AT BOPS		受領者					

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領は別に示すところによる。

飛行計画書 (G) 別紙飛行気象予報の様式

飛行気象予報 (FLIGHT WEATHER FORECAST)				
運航諸元 (FLIGHT DATA)	無線呼出符号 (RADIO CALLING)	機種及び機号 (A/C DESIGNATION)	日付 (DATE)	
	出発予定時刻 (ETD)	出発時刻 (ATD)	到着予定時刻 (ETA)	
離陸予報 (TAKE OFF FCST)	滑走路気圧 (R/W) °C	気圧高度 (P-ALT)	上昇中の風 (CLIMB WINDS)	
	備考 (REMARKS)			
航路予報 (ENROUTE FCST)	上層風等 (WINDS)			
	飛行高度における雲 (CLDS AT FLT LEVEL)	飛行高度における最小視程 (MIN VIS AT FLT LEVEL)		
	<input type="checkbox"/> なし (NO)	<input type="checkbox"/> 霧 (CLIS)	<input type="checkbox"/> 霧 (CLIS)	
	<input type="checkbox"/> 時々あり (IN AND OUT)	<input type="checkbox"/> 塵霧又はちり塵霧 (HZ)	<input type="checkbox"/> 塵霧又はちり塵霧 (HZ)	
	<input type="checkbox"/> あり (YES)	<input type="checkbox"/> 降水現象 (PRECIPITATION)	<input type="checkbox"/> 降水現象 (PRECIPITATION)	
	最低シーリング (MIN CEILING) FT	最高雲頂 (MAX CLD TOPS) FT MSL	最低凍結高度 (MIN FZ LEVEL) FT MSL	
	雷 電 (TS)		乱 気 流 (TURB)	
	<input type="checkbox"/> FEW	<input type="checkbox"/> CAT (C)	<input type="checkbox"/> FEL	
	<input type="checkbox"/> SCT	<input type="checkbox"/> TS (T)	<input type="checkbox"/> MOD	
	<input type="checkbox"/> NUMEROUS	<input type="checkbox"/> IN CLD (I)	<input type="checkbox"/> SEV	
	<input type="checkbox"/> WITH HAIL		<input type="checkbox"/> XTRM	
	降水現象 (PRECIPITATION)		着 氷 (ICE)	
<input type="checkbox"/> RA, RASH, ID	<input type="checkbox"/> CLEAR (C)	<input type="checkbox"/> FEL		
<input type="checkbox"/> FZRA, FZDZ	<input type="checkbox"/> RIME (R)	<input type="checkbox"/> MOD		
<input type="checkbox"/> SN, SWSH	<input type="checkbox"/> MIXED (M)	<input type="checkbox"/> SEV		
<input type="checkbox"/> RASN		<input type="checkbox"/> XTRM		
備考 (REMARKS)				
飛行場予報 (TERMINAL FCST)	目的地 (DESTINATION)			
	代替飛行場 (ALTERNATE)			
	②	目的地 (DESTINATION)		
		代替飛行場 (ALTERNATE)		
	③	目的地 (DESTINATION)		
	代替飛行場 (ALTERNATE)			
備考 (REMARKS)				
記 事 (BRIEFED AS ABOVE)	予報失効時刻 (VOID TIME) I	延長した予報失効時刻 (EXTENDED TO)	気象幹部署名 (SIGNATURE OF WEATHER OFFICER)	
	電話によるブリーフィングの要求地 (NAME OF AIR BASE REQUESTED BRIEFING BY TELEPHONE)	電話によるブリーフィングの受領者 (PERSONNEL RECEIVED BRIEFING BY TELEPHONE)	備考 (REMARKS)	

記載要領は別に示すところによる。

寸法：日本産業規格 A 4



飛行計画書 (L) の様式

飛行計画書 (L)							
飛行場		機番号		日付	月	日	
航空機識別				航空機の数・型式			
後方乱気流区分				使用する無線設備			
任務又は課目							
出発飛行場				出発予定時刻			
巡航速度				巡航高度			
空域又は経路							
目的飛行場				所要時間			
その他の情報							
搭載燃料				搭乗総人数			
搭乗区分	階級	氏名	所属部(課)隊	搭乗区分	階級	氏名	所属部(課)隊
気象記事							
機長の確認事項	重量重心		ノータム		航空路図誌		
飛行承認者署名				機長署名			
受付時刻	実際出発時刻			実際到着時刻			

寸法：日本産業規格A4

記載要領：飛行計画書 (L) の記入は、飛行計画書 (G) の記載要領に準じて行うものとし、細部については、航空隊長等が定めるものとする。

陸上幕僚長 殿

航空不安全问题報告書  
 ( 経由) (航定第12号)

発簡番号  
 発簡年月日  
 発簡者名

件名		航空不安全问题発生の原因	
発生年月日	年 月 日 ( 曜) 時 分		
発生部隊等			
発生場所			
機種・機番	JG-		
発生当時の気象			
航空不安全问题発生 の経過		部隊等において処置した事項	
		上級部隊等において処置を要する事項	

寸法：日本産業規格A4横

別紙第 5 削除

## 別紙第6（第40条関連）

### 爆発物等の空輸に関する基準

爆発物等（航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第1項に規定する物件をいう。）の空輸は、次に掲げる場合を除き、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」（昭和58年運輸省告示第572号。以下「爆発物等の輸送告示」という。）及び「航空機による放射性物質等の輸送基準等を定める告示」（平成13年国土交通省告示第1094号。以下「放射性物質等の輸送告示」という。）に従って実施しなければならない。この場合において、「旅客機」とあるのは「部外者が搭乗している航空機」と読み替える。

本基準における部外者とは、隊員以外の者であって、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）に基づき、当該爆発物の空輸に関し、航空機への搭乗が必要と認められた者以外の者をいう。

- 1 付表に掲げる物件（以下「空輸許容物件」という。）を同表に定める「包装方法及び積載方法」に従って空輸する場合
- 2 空輸許容物件及び爆発物等の輸送告示第1条に規定する輸送許容物件を付紙に定める措置に基づき空輸する場合
- 3 爆発物等の輸送告示別表第18に掲げる物件以外の物件であって、搭乗目的を達成するために必要な物件を関係教範等の定めるところに従い、搭乗者自身が携帯し、又は携行する場合
- 4 航空機による射爆撃訓練等の運航目的を達成するために必要な物件を関係技術指令書等の定めるところに従い、当該航空機に搭載する場合
- 5 前各項以外の場合であって、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲及び刀剣類を包装等適当な安全措置を講じて空輸する場合

包装方法及び積載方法等の措置

1 包装方法及び積載方法の措置

爆発物等の輸送告示第21条及び第22条に規定する包装容器を用いることができない場合は、本邦内における空輸に限り、次の措置により実施することができる。

(1) 火薬類の包装基準に関する措置

火薬類を空輸する場合は、「火薬類を運搬する場合の包装等の基準を定める件」（平成10年総理府告示第10号。以下「火薬類の包装等基準」という。）第2条に規定する包装等の基準をもって、付表に定める包装基準及び爆発物等の輸送告示別表第1に定める容器及び包装等の基準に代えることができる。この場合、火薬類の包装等基準別表の方法欄に定める記号「EP」の後に続く2けたの数字と付表に定める包装基準の3けたの数字の下2けたを対応させるものとする。例えば、付表に定める包装基準「P130」は、火薬類の包装等基準別表の方法欄に定める「EP30」をもって、これに代えることができる。

(2) 引火性液体の包装基準及び許容量に関する措置

引火性液体のうち副次危険性を有しない包装等級2及び3に該当するもので、かつ、爆発物等の輸送告示別表第1に定める容器及び包装等の基準において、単一容器として天板固着式鋼製ドラムの使用が認められる物件を空輸する場合は、部外者が搭乗していないときに限り、次の包装容器の使用及び許容量で実施できる。ただし、当該容器を使用する場合は、少なくとも包装物の天板及び底板を保護できるような適切な大きさの木製パレット等でオーバーパックするものとする。

ア 包装容器

「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」（昭和49年自治省告示第99号）第68条の5に規定する容器の基準に適合する容器とする。

イ 許容量

一包装物当たり2200までとする。

2 火薬類の隔離基準に関する措置

隔離区分の異なる火薬類を搭載する場合は、爆発物等の輸送告示第18条第4項の規定によることなく、属表に定めるところにより相互に隔離するものとする。

隔離区分の異なる火薬類の隔離基準

隔離区分	B	C	D	E	F	G	H	J	L	S
B		×	×	×	×	×	×	×	×	
C	×				×	×	×	×	×	
D	×				×	×	×	×	×	
E	×				×	×	×	×	×	
F	×	×	×	×		×	×	×	×	
G	×	×	×	×	×		×	×	×	
H	×	×	×	×	×	×		×	×	
J	×	×	×	×	×	×	×		×	
L	×	×	×	×	×	×	×	×		×
S									×	

備考:1 ×印は、隔離を要することを示す。

2 空欄は、隔離を要しないことを示す。

## 空 輸 許 容 物 件

国連 番号	正式輸送品目名（日本語）	正式輸送品目名（英語）	分類 又は 区分	隔離 区分	副 次 危 険 性	ラ ベ ル	包 装 等 級	包装方法及び積載方法				特 別 規 定
								部外者が搭乗して いる場合		部外者が搭乗して いない場合		
								包装基準	許容量	包装基準	許容量	
0005	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	Cartridges for weapons with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0006	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	Cartridges for weapons with bursting charge	1.1	E	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0007	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	Cartridges for weapons with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0009	焼い弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付き の物を含む。)	Ammunition, incendiary with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0010	焼い弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付き の物を含む。)	Ammunition, incendiary with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0015	発煙弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付き のものを含む。)	Ammunition, smoke with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2 J3
0016	発煙弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付き のものを含む。)	Ammunition, smoke with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2 J3
0019	催涙弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付き のもの)	Ammunition, tear-producing with burster, expelling charge or propelling charge	1.3	G	6.1 8	A M Q	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0029	工業雷管(爆破用で、電気式でないもの)	Detonators, non-electric for blasting	1.1	B	—	A	—	積載禁止	—	P131	制限なし	—
0033	爆弾(さく薬付きのもの)	Bombs with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0034	爆弾(さく薬付きのもの)	Bombs with bursting charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0035	爆弾(さく薬付きのもの)	Bombs with bursting charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0042	ブースター(雷管付きでないもの)	Boosters without detonator	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P132	制限なし	J2
0048	爆破装薬	Charges, demolition	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0056	爆雷	Charges, depth	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0065	導爆線(柔軟性のもの)	Cord, detonating, flexible	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P139	制限なし	—
0084	爆破薬D	Explosive, blasting, type D	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P116	制限なし	—
0102	導爆線(金属被覆したもの)	Cord, detonating, metal clad or Fuse, detonating, metal clad	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P139	制限なし	—
0106	信管(起爆用のもの)	Fuzes, detonating	1.1	B	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	J1
0107	信管(起爆用のもの)	Fuzes, detonating	1.2	B	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	J1
0121	点火管	Igniters	1.1	G	—	A	—	積載禁止	—	P142	制限なし	—
0136	機雷又は地雷(さく薬付きのもの)	Mines with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0137	機雷又は地雷(さく薬付きのもの)	Mines with bursting charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2

0138	機雷又は地雷(さく薬付きのもの)	Mines with bursting charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0167	弾丸(さく薬付きのもの)	Projectiles with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0168	弾丸(さく薬付きのもの)	Projectiles with bursting charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0169	弾丸(さく薬付きのもの)	Projectiles with bursting charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0171	照明弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	Ammunition, illuminating with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0180	ロケット(さく薬付きのもの)	Rockets with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1
0181	ロケット(さく薬付きのもの)	Rockets with bursting charge	1.1	E	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0182	ロケット(さく薬付きのもの)	Rockets with bursting charge	1.2	E	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0183	ロケット (無さく薬弾頭付きのもの)	Rockets with inert head	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0204	水中発音信号具	Sounding devices, explosive	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P134	制限なし	—
0209	トリニトロルエン(乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性としたもの)[TNT]	TNT, dry or wetted with less than 30% water, by mass or Trinitrotoluene, dry or wetted with less than 30% water, by mass	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P112	制限なし	—
0238	ロケット(投棄用のもの)	Rockets, line-throwing	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1
0241	爆破薬、タイプ E	Explosive, blasting, type E	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P116	制限なし	—
0242	砲用発射装薬	Charges, propelling, for cannon	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0245	黄リン発煙弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	Ammunition, smoke, white phosphorus with burster, expelling charge or propelling charge	1.2	H	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0246	黄リン発煙弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	Ammunition, smoke, white phosphorus with burster, expelling charge or propelling charge	1.3	H	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0247	焼い弾(液状又はゲル状のもの)(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	Ammunition, incendiary liquid or gel, with burster, expelling charge or propelling charge	1.3	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J2
0250	ロケットモーター(液体燃料のもの)	Rocket motors with hypergolic liquids with or without expelling charge	1.3	L	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0254	照明弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	Ammunition, illuminating with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0279	砲用発射装薬	Charges, propelling, for cannon	1.1	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0280	ロケットモーター (固体燃料のもの)	Rocket motors	1.1	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0281	ロケットモーター (固体燃料のもの)	Rocket motors	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0283	ブースター(雷管付きでないもの)	Boosters without detonator	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P132	制限なし	J2
0284	てき弾(さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾)	Grenades, hand or rifle, with bursting charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—
0285	てき弾(さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾)	Grenades, hand or rifle, with bursting charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—



0286	ロケット弾頭(さく薬付きのもの)	Warheads, rocket with burster or expelling charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0287	ロケット弾頭(さく薬付きのもの)	Warheads, rocket with burster or expelling charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0290	導爆線(金属被覆したもの)	Cord, detonating, metal clad or Fuse, detonating, metal clad	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P139	制限なし	—
0291	爆弾(さく薬付きのもの)	Bombs with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0292	てき弾(さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾)	Grenades, hand or rifle, with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—
0293	てき弾(さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾)	Grenades, hand or rifle, with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—
0294	機雷又は地雷(さく薬付きのもの)	Mines with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0295	ロケット(さく薬付きのもの)	Rockets with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1
0314	点火管	Igniters	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P142	制限なし	—
0315	点火管	Igniters	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P142	制限なし	—
0318	演習用てき弾(手りゅう弾又は小銃てき弾)	Grenades, practice, hand or rifle	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—
0319	火管	Primers, tubular	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P133	制限なし	J1
0321	砲用完成弾(さく薬付きのもの)	Cartridges for weapons with bursting charge	1.2	E	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0324	弾丸(さく薬付きのもの)	Projectiles with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0326	砲用空包	Cartridges for weapons, blank	1.1	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0327	砲用空包又は小火器用空砲	Cartridges for weapons, blank or Cartridges, small arms, blank	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0328	無火薬弾丸付き砲用完成弾	Cartridges for weapons, inert projectile	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0329	魚雷(さく薬付きのもの)	Torpedoes with bursting charge	1.1	E	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0330	魚雷(さく薬付きのもの)	Torpedoes with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0335	煙火	Fireworks	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	J2
0346	弾丸(無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの)	Projectiles with burster or expelling charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0348	砲用完成弾(さく薬付きのもの)	Cartridges for weapons with bursting charge	1.4	F	—	B	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0349	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s.*	1.4	S	—	B	—	P101	25kg	P101	100kg	J1
0350	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s.*	1.4	B	—	B	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0351	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s.*	1.4	C	—	B	—	積載禁止	—	P101	75kg	J1
0352	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s.*	1.4	D	—	B	—	積載禁止	—	P101	75kg	J1
0353	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s.*	1.4	G	—	B	—	積載禁止	—	P101	75kg	J1

0354	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s.*	1.1	L	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0355	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s.*	1.2	L	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0356	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s.*	1.3	L	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0369	ロケット弾頭(さく薬付きのもの)	Warheads, rocket with burster or expelling charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0371	ロケット弾頭(さく薬筒又は放出薬付きのもの)	Warheads, rocket with burster or expelling charge	1.4	F	—	B	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0372	演習用てき弾(手りゅう弾又は小銃てき弾)	Grenades, practice, hand or rifle	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—
0381	作動薬包	Cartridges, power device	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P134	制限なし	—
0382	火薬系列構成品(他に品名が明示されているものを除く。)	Component, explosive train, n.o.s.*	1.2	B	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	—
0383	火薬系列構成品(他に品名が明示されているものを除く。)	Component, explosive train, n.o.s.*	1.4	B	—	B	—	積載禁止	—	P101	75kg	—
0384	火薬系列構成品(他に品名が明示されているものを除く。)	Components, explosive train, n.o.s.*	1.4	S	—	B	—	P101	25kg	P101	100kg	—
0395	ロケットモーター(液体燃料のもの)	Rocket motors, liquid fuelled	1.2	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0396	ロケットモーター(液体燃料のもの)	Rocket motors, liquid fuelled	1.3	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0397	ロケット(液体燃料のもの)(さく薬付きのもの)	Rockets, liquid fuelled with bursting charge	1.1	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0398	ロケット(液体燃料のもの)(さく薬付きのもの)	Rockets, liquid fuelled with bursting charge	1.2	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0408	信管(起爆用のもの)	Fuzes, detonating with protective features	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	J1
0409	信管(起爆用のもの)	Fuzes, detonating with protective features	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	J1
0413	砲用空包	Cartridges for weapons, blank	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0414	砲用発射装薬	Charges, propelling, for cannon	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0417	無火薬弾丸付き砲用完成弾(小火器弾薬を含む。)	Cartridges for weapons, inert projectile or Cartridges, small arms	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0418	地上用信号炎管	Flares, surface	1.1	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0419	地上用信号炎管	Flares, surface	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0420	航空機用信号炎管	Flares, aerial	1.1	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0421	航空機用信号炎管	Flares, aerial	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0424	弾丸(無さく薬で、えい光筒付きのもの)	Projectiles, inert with tracer	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0426	弾丸(無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの)	Projectiles with burster or expelling charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0427	弾丸(無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの)	Projectiles with burster or expelling charge	1.4	F	—	B	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0428	料薬火工品	Articles, pyrotechnic for technical purposes	1.1	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0429	料薬火工品	Articles, pyrotechnic for technical purposes	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—

0430	料薬火工品	Articles, pyrotechnic for technical purposes	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0434	弾丸(無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの)	Projectiles with burster or expelling charge	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0436	ロケット(放出薬付きのもの)	Rockets with expelling charge	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0437	ロケット(放出薬付きのもの)	Rockets with expelling charge	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0449	魚雷(さく薬付きのもの) (液体燃料付きのもの)	Torpedoes, liquid fuelled with or without bursting charge	1.1	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	—
0450	魚雷(液体燃料付きのもの) (無火薬弾頭付きのもの)	Torpedoes, liquid fuelled with inert head	1.3	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	—
0451	魚雷(さく薬付きのもの)	Torpedoes with bursting charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0461	火薬系列構成品(他に品名が明示されているものを除く。)	Component, explosive train, n.o.s. *	1.1	B	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	—
0462	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.1	C	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0463	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0464	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.1	E	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0465	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0466	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0467	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0468	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.2	E	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0469	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0470	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0471	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.4	E	—	B	—	積載禁止	—	P101	75kg	J1
0472	その他の火工品(他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.4	F	—	B	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
1073	液体酸素	Oxygen, refrigerated liquid	2.2	—	5.1	E K	—	積載禁止	—	P203	1720kg	—
1383	その他の自然発火性金属 (その他の自然発火性鉄)	Pyrophoric metal, n.o.s. * or Pyrophoric alloy, n.o.s. *	4.2	—	—	I	1	積載禁止	—	P404	制限なし	—

備考1 ラベル

「ラベル」の欄に掲げる記号は、爆発物の輸送告示第2号様式のラベルのうち該当するものを同告示第14条の規定に従ってはり付けることを意味する。

備考2 許容量

「許容量」の欄に掲げる重量は、一包装当たりの正味の許容量を意味する。

備考3 包装基準

「包装基準」に掲げる記号及び数字の意味は、次のとおりとする。また、各包装基準に定める外装容器を表す数字及び記号の意味は、属表に掲げるとおりとする。

包装基準「P101」は、次の容器及び包装等を示す。  
関係技術指令書に定める包装とする。

包装基準「P112」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	クラフト紙袋、耐水性多層紙袋、プラスチック袋、織布袋、ゴム引き織袋又は樹脂クロス袋
	外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G、1H2 箱：4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2

包装基準「P114」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	クラフト紙袋、プラスチック袋、粉末不漏性織布袋、粉末性不漏性樹脂クロス袋、ファイバ板製容器、金属製容器、紙容器プラスチック製容器、粉末不漏性樹脂クロス容器
	外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G、1H2 箱：4C1、4C2、4D、4F、4G

包装基準「P116」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	耐水・耐油性紙袋、プラスチック袋、粉末不漏性織布袋、粉末不漏性樹脂クロス袋、紙シート、プラスチック製シート
	外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G、1H2 ジェリカン：3A2、3H2 箱：4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H2

包装基準「P130」は、次の容器及び包装等を示す。

外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G、1H2 箱：4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2
------	---

包装基準「P131」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	紙袋、プラスチック袋、金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、リール
	外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G、1H2 箱：4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G

- 注：1 UN0029については、内装容器として袋を使用できない。  
2 リール（プラスチック、木、ファイバ板、金属等で作られ、両側に側壁があり（ない場合もある。）、中心軸に物品及び物質を巻き付ける装置をいう。備考3において同じ。）は、UN0030の内装容器としてだけ使用できる。

包装基準「P132」は、次の容器及び包装等を示す。

外装容器	箱：4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H2
------	------------------------------

包装基準「P133」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、ファイバ板トレイ、プラスチックトレイ、木製トレイ
	中間容器	ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器
	外装容器	箱：4A、4B、4C1、4C2、4F、4G、4H2

- 注：1 トレイ（プラスチック、木、ファイバ板、金属等の材質の板をいう。備考3において同じ。）は、UN0319の内装容器としてだけ使用できる。  
2 中間容器は、内装容器にトレイを使用する場合にだけ必要である。

包装基準「P134」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、耐水性袋、ファイバ板製シート、ファイバ板製筒（チューブ）
	外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G、1H2 箱：4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H2

包装基準「P135」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	紙袋、プラスチック袋、金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、紙製シート、プラスチック製シート
	外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G、1H2 箱：4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2

包装基準「P139」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	プラスチック袋、金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、リール、紙製シート、プラスチック製シート
	外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G、1H2 箱：4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H2

- 注：1 UN0065、UN0102及びUN0290に該当する物件においては、導火線の端が密封されていなければならない。  
2 UN0065に該当する物件は、形状がコイル状の場合、内装容器を必要としない。

包装基準「P140」は、次の容器を呼び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	プラスチック製容器、クラフト紙製シート、プラスチック製シート、リール
	外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G、1H2 箱：4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H2

包装基準「P141」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、プラスチックトレイ、木製トレイ
	外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G、1H2 箱：4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H2

- 注：1 外装容器の仕切りは、内装容器として使用することができる。  
2 トレイは仕切りの付いたものに限ること。

包装基準「P 1 4 2」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	紙袋、プラスチック袋、金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、紙製シート、プラスチックトレイ
	外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 G、1 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G、4 H 2

注：トレイは仕切りの付いたものに限ること。

包装基準「P 2 0 3」は、次の容器及び包装等を示す。

自衛隊の仕様書（液酸タンク）に合致した金属製容器

注：1 空輸に用いる航空機は、液酸タンク内に発生するガスを機外に放出する安全弁を装備した機体とすること。

2 空輸に際しては、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第49条第1項第17号の規定により認められた者を物品率領者として搭乗させること。

包装基準「P 4 0 4」は、次の容器及び包装等を示す。

関係技術指令書に定める包装基準によるほか、次による。

組合せ容器	内装容器 (許容量)	金属製容器（15Kg）
	外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 H 2
単一容器		ドラム：1 A 1、1 A 2 ジェリカン：3 A 1、3 A 2、3 B 1、3 B 2

注：単一容器を使用する場合の一包装物の総重量は150Kgまでとする。

#### 備考4 特別規定

「特別規定」の欄に掲げる記号の意味は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) J 1 関係技術指令書に包装に関する別の基準が定められている場合はこれに従うこと。
- (2) J 2 大型の物件は、点火装置がないか、又は点火装置があっても少なくとも2つ以上の有効な保護装置がある場合には、包装することなしに空輸できる。ただし、これらの物件が推進装置又は自動推進装置を有するときは、点火装置を輸送中の刺激から保護しなければならない。また、包装しないで空輸する物件は、通常の輸送条件下で積荷が緩まないようにするため、架台への固定、金属枠、木枠への収納又は適切な取扱い器具、保管器具又はランディング器具等に収納すること。
- (3) J 3 腐食性の発煙物質を含む場合は、爆発物等の輸送告示第2号様式に定めるラベルQを副次危険性ラベルとして、同告示第14条の規定に従ってはり付けること。

種類	材質	細分類	記号
1. ドラム (Drum)	A. 鋼 (Steel)	天板固着式のもの	1A1
		天板取り外し式のもの	1A2
	B. アルミニウム (Aluminium)	天板取り外し式のもの	1B2
	D. 合板 (Plywood)	—	1D
	G. ファイバ板 (Fibreboard)	—	1G
	H. プラスチック (Plastic)	天板取り外し式のもの	1H2
3. ジェリカン (Jerrican)	A. 鋼 (Steel)	天板固着式のもの	3A1
		天板取り外し式のもの	3A2
	B. アルミニウム (Aluminium)	天板固着式のもの	3B1
		天板取り外し式のもの	3B2
	H. プラスチック (Plastic)	天板取り外し式のもの	3H2
4. 箱 (Box)	A. 鋼 (Steel)	—	4A
	B. アルミニウム (Aluminium)	—	4B
	C. 天然木材 (Natural wood)	普通型	4C1
		粉末不漏型	4C2
	D. 合板 (Plywood)	—	4D
	F. 再生木材 (Reconstituted wood)	—	4F
	G. ファイバ板 (Fibreboard)	—	4G
	H. プラスチック (Plastic)	発砲プラスチック	4H1
硬質プラスチック		4H2	

## 備考

種類の欄に掲げる容器は、爆発物等の輸送告示第2 1条及び第2 2条に規定する基準を満たすものとする。